

# 散乱防止重点区域の指定等に関する要綱

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例施行規則（平成7年川崎市規則第50号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、散乱防止重点区域の指定及び散乱防止計画について、必要な事項を定めるものとする。

## (重点区域の指定)

**第2条** 規則第2条に規定する散乱防止重点区域（以下「重点区域」という。）は、川崎市の定める川崎市新総合計画における都市拠点に該当する地域内で、原則としてモール（カラー舗装）化が完了した区域とし、飲料容器の散乱状況、市民等の協力度等、地域の特性を勘案の上、指定するものとする。

2 前項の定めその他、環境局長が、区域外の市民等に対し特に散乱防止意識高揚の波及的効果が期待できると認める場合、不特定多数の人が集まる市民の憩いの地域等を重点区域として指定することができる。

## (重点防止区域標識の設置)

**第3条** 規則第2条第2項に規定する標識は、別記様式のとおりとする。

## (散乱防止計画の公表等)

**第4条** 環境局長は、川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例第8条第1項に規定する散乱防止計画を定めるときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴くよう努めるものとする。

2 環境局長は、散乱防止計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 前2項の規定は、散乱防止計画を変更し、又は解除する場合に準用する。

## 附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

## 附 則

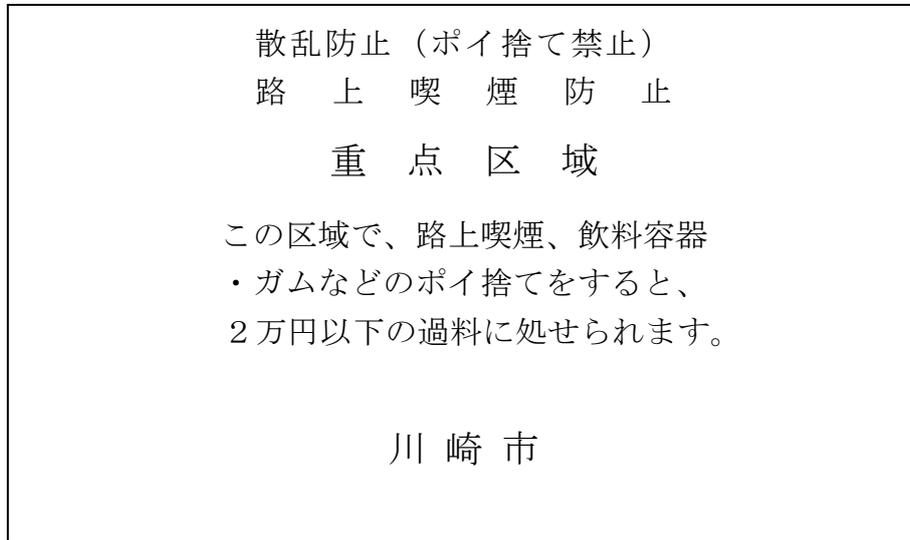
この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式

散乱防止重点区域標識



備考 地色は白色、文字は青色とすること。